

令和 7 年 第 1 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録		
開 催 年 月 日	令和 7 年 1 月 2 8 日 (火)	
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 1 時 3 0 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 2 時 2 1 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	1 1	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	1 2	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
1 0	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

産業振興企業誘致課

主 幹 朝比奈秀敏

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) 本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和7年第1回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 なお、本日は、地域計画についての議案がありますので、産業振興企業誘致課、朝比奈主幹の出席を求めていますので、ご了承ください。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和7年第1回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第1号から議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第3号から議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第6号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 日程第5、議案第7号、農用地利用集積等促進計画の案について。 日程第6、議案第8号、地域計画の案に対する意見について。 議事日程は、以上となります。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、坂本滋委員と吉田信雄委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第1号から議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第1号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページを御覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第1号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は現在、大字西ノ入地内で、ラベンダーやジャスミン等のハーブを生育しており、経営規模の拡大を図るため農地を探していたところ、知人から紹介を受け、申請に至ったものです。 なお、申請地では、現在の営農と同様にハーブの栽培を行う予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長 伊藤推進委員	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 伊藤推進委員。 先日、現地確認をしてまいりました。毎年の利用状況調査でも、遊休農地となっている土地でしたが、今回の申請に先立ち、耕作できるよう、きれいになっていました。

議長	問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。 次に議案第2号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は、ネギを中心に露地野菜の栽培に取り組んでいる、町の認定新規就農者で、以前から、本申請地の管理をしておりましたが、この度、譲渡人から申請地を無償で譲り渡したい旨の話があり、申請に至ったものです。 なお、本申請地では、蜜柑の栽培を行う予定となっております。本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 伊藤推進委員。
伊藤推進委員	先日、現地確認してまいりまして、譲受人についてもやる気を感じとれます。
議長	良いと思いますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第3号から議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第3号について、事務局の説明を求めます。 議案書の2ページを御覧ください。 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第3号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。 申請者、譲受人は、県内他市の借家に、夫婦で居住しておりますが、生まれ育った当町で、自己用住宅の建設をしたいと検討していたところ、叔父より、本申請地を借り受けられることになったため、申請に至ったとのことです。

	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
事務局	この件について、地元委員はご意見をお願いいたします。 吉田委員。
吉田委員	1月22日の午前中に、栗原推進委員と2人で、現地確認及び譲渡人に事情を伺いました。 譲受人は、譲渡人の甥っ子にあたります。現地はきれいに管理されており、周囲も住宅が立ち並んでおりますので、問題ないものと思います。
議長	ご審議をよろしくお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第4号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、他県の実家で、両親と居住していますが、積雪の多い地域であるため、高齢の両親の今後の心配や、譲受人自身、都内に勤務しているため、高速道路や新幹線による通勤に不便に感じていたため、通勤圏内に住宅を建て、移住を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。 中島広文委員。
中島広文委員	26日の朝に、清水推進委員と2人で、申請地の確認と譲渡人に事情を伺ってまいりました。 現地は測量が済んでおり、境界杭も埋設された状態であります。 申請地の北及び西側については道路になっており、道路向かいも住宅地であることから、申請地が宅地になった場合でも、隣接農地に影響はないものと思われまますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 事務局 議長 中島広文委員 議長 議長 議長 議長 議長 事務局	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第４号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第５号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第５号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、先ほどの議案第４号の隣接地となります。 申請者、譲受人は、当町内の事業所に勤務し、近隣他市の借家に居住しておりますが、婚約を機に、自己用住宅の建設を計画していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 また、本議案の譲受人は、先ほどの議案第４号の譲受人の弟で、両親らが、隣接地に転居してくる予定であることから、家族で支え合いながら、生活していきたいと考えているとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第５条第２項第３号の資力及び信用等、第４号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 中島広文委員。 先ほどの議案第４号と同様に、現地確認及び譲渡人に事情を伺いました。 ヒアリングによりまして、議案第４号と第５号の譲受人はご親族であると伺っております。 先ほどと同内容でありまして、問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第５号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第５号は原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第４、議案第６号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたしますが、梅澤功委員と戸屋政春委員が関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく、議事参与の制限により、また、栗原功推進委員が関係のある事項に該当するため、退席の申し入れがあり、許可することといたしましたので、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。 (梅澤功委員、戸屋政春委員、栗原功推進委員が退席) それでは、議案第６号について、事務局の説明を求めます。 議案書の３ページから６ページを御覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。
--	--

	それでは、議案第 6 号につきまして、御説明いたします。 今回の計画は、全 100 筆で、合計面積が 108,353 m²です。 農地の内訳は、6 ページの右下のとおりになります。 今回の計画では、申出件数が多くなっておりますが、これは、御案内のとおり、法改正によって、今年度末で、この利用権設定の制度が廃止となりまして、農地中間管理事業に統合されるわけですが、この制度改正の影響を考え、通常、これまで、2 ヶ月先に終期を迎える利用権設定の当事者の方に、再設定の御案内をしておりましたが、半年先の 8 月 31 日までに終期を迎える方々まで、御案内の対象範囲を広げ、申出を受け付けたためとなっております。 今回の議案分をもちまして、利用権設定の申出による貸借は終了となり、今後の農地の貸借手続といたしましては、農地中間管理事業、または、農地法 3 条許可によることとなります。 このことは、すでに、町公式ホームページにて周知しており、また、広報よりい 4 月号の地域計画の記事とともにアナウンスする予定であります。 なお、本議案分までに利用権設定が成立し、その貸借期間が残っている分に関しましては、来年度以降も貸借は有効ですが、その貸借期間が終わった後の利用権の再設定はできません。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 6 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 6 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 議案審議が終了しましたので、梅澤功委員、戸屋政春委員、栗原功推進委員は、復席してください。 (梅澤功委員、戸屋政春委員、栗原功推進委員が復席)
議長	続きまして、日程第 5、議案第 7 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。
事務局	議案書の 7 ページを御覧ください。議案第 7 号につきまして、御説明申し上げます。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受け、その農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。 今回、転貸する農地 1 筆の借受者は 1 名で、議案書のとおりです。 本計画は、現在の耕作者が経営規模縮小のため、この農地を解約するにあたり、次の耕作者へ転貸するものです。 当農業委員会が、この計画案を承認決定した場合のその後の流れを申し上げますと、町から埼玉県農地中間管理機構に、この計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内で

	の決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることとなります。 説明は、以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 続きまして、日程第6、議案第8号、地域計画の案に対する意見についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第8号について、事務局の説明を求めます。 議案書の8ページを御覧ください。 農業経営基盤強化促進法第19条の規定によります「地域計画」につきましては、町が、本年度末の策定に向け、手続を進めているところです。 本計画に関しましては、2回の地域の担い手との話し合いを経まして、町が地域計画の案を策定しましたことから、同法同条第6項の規定により、町から、農業委員会としての意見を尋ねられておりますので、意見がある場合には、取りまとめのうえ、町に申述するものとなっております。意見は、委員の方、推進委員の方、個人としての意見ではなく、当農業委員会としての意見を町に申し述べるものですので、その前提で、御意見がありましたら、お出し頂ければと存じます。 それでは、産業振興企業誘致課、朝比奈主幹から、地域計画の案につきまして、御説明を申し上げます。
産業振興企業 誘致課主幹	それでは、地域計画の案について御説明いたします。 お配りした「参考様式第5-2号地域計画」と書かれた資料をお手元にご準備ください。 こちらの計画は、各地区3ページの構成で、地域計画の作成単位ごと、市街地・西部・桜沢地区で1つ、鉢形・折原地区で1つ、男衾地区で1つ、用土地区で1つ、計4つの計画を綴じてお配りしております。 内容につきましては、11月の会議後に目標地図への掲載へご了承いただいた担い手の皆さんの現状使われている農地を聞き取りにより確認し、計画の各種数値と各計画の2ページ目下段にある「4地域内の農業を担う者一覧」をとりまとめいたしました。 今年度における地区ごとでの担い手の最終件数につきましては、市街地・西部・桜沢地区が1件、鉢形・折原地区が7件、男衾地区が14件、用土地区が8件となっております。 地域計画は、今年度策定して終わりというものではなく、決められるところから徐々に作りに上げていきたいと思いますという話が国から来ております。 今後地域で新しい取り組みを行おうという機運があって、話し合いが進みそうな場合や、地域計画と連携した国の補助事業を地域で利用しようと計画している時などには随時内容を更新できますので、ご承知おきいただければと思います。 文章の部分については、11月の会議後から特段の変更はございません。 目標地図につきましては、皆様から向かって左側に準備いたしましたので、この後、ご確認いただければと思います。航空写真を重ねたものと重ねていないものを各地区1枚ずつ作成しておりますが、航空写真を重ねていないものが目標地図となります。航空写真を重ねた

	ものは、参考図面としてご覧ください。 策定までの今後の流れですが、本日御審議いただく皆様方の御意見のほか、JA、農林公社、土地改良区など関係機関から御意見を伺い、2 週間の公告・縦覧の手続きを経て、3 月末に策定をする予定で考えております。 説明につきましては、以上となります。
議長	それでは、委員の皆様は、図面の前にご移動いただき、確認をお願いいたします。 (全委員が図面の前に移動し、地域計画の案を確認)
議長	確認はよろしいでしょうか。それでは、委員の皆様は、自席へご着席をお願いいたします。 (全委員が自席へ)
議長	この件について、町から意見を聴かれておりますが、ご意見はございますでしょうか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 8 号について、当委員会の意見は、「なし」とすることに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 8 号は、当委員会の意見は、「なし」ということで、町へ報告いたします。 以上で、全ての議案審議が終了しました。委員から何かありましたら、お願いいたします。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。事務局から何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡いたします。
事務局長	今回の総会ですが、総会に先立ち、寄居町農業振興地域促進協議会が行われます。 開会時刻につきましては、それぞれの議案数により御案内いたしますが、2 月 27 日、木曜日の午後 2 時ないし、2 時 30 分から促進協議会を開催し、協議会終了後、引き続きまして、総会をお願いいたします。 繰り返し申し上げます。 次回につきましては、2 月 27 日、木曜日で、午後 2 時ないし、午後 2 時 30 分から促進協議会、協議会終了後に、引き続きまして、総会をお願いいたします。 以上、よろしくをお願いいたします。
議長	それでは、他に無いようですので、令和 7 年第 1 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

吉田 信雄 委員 坂本 滋 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年1月28日

議 長

室 岡 重 雄

委 員

坂 本 滋

委 員

吉 田 信 雄